

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

〔 2025年 4月 1日現在 〕

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人社団愛友会
代表者(役職・氏名)	理事長 中村 康彦
所在地・電話番号	埼玉県上尾市柏座1丁目10番10号 / 048-773-1111
法人の設立年月日	昭和41年1月6日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	新習志野訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
指定事業所番号	1260290072
所在地	〒275-0025 千葉県習志野市秋津3丁目5番2号
電話番号	047-408-0106
FAX番号	047-408-0103
通常の事業実施地域	習志野市

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで (祝日、12月31日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30まで 土曜日は午後12時30分まで ただし、契約内容により24時間対応可能な体制を整えます。

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1人
看護師等	・指定訪問看護等の提供に当たります。 ・看護職員(准看護師を除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成します。	看護師 常勤 6人 非常勤 0人 理学療法士等 常勤 1人 非常勤 0人

3 事業の運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

4 サービス内容

- ① 病状、心身の状況の観察
- ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

5 利用料、その他の費用の額〔介護保険〕

(1) 介護保険による訪問看護の利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※ 地域区分別1単位当たりの単価 10,84円(4級地)

ア 基本利用料

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
20分未満	3,403	341	681	1,021
20分以上30分未満	5,105	511	1,021	1,532
30分以上1時間未満	8,921	893	1,785	2,677
1時間以上1時間30分未満	12,227	1,223	2,446	3,669

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

1回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
20分以上	3,186	319	638	956
20分以上(1日に2回を超えた場合)	2,872	288	575	862

※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けのものになります。

(注) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※ 地域区分別1単位当たりの単価 10,84円(4級地)

加算の種類	要件	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
夜間・早朝 加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)にサービスを提供した場合	基本利用料の25%(1回につき)			
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	基本利用料の50%(1回につき)			
緊急時訪問 看護加算 (Ⅱ)	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行う体制にある場合(1月につき)	6,222	623	1,245	1,867
複数名訪問 加算(Ⅰ)	複数の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,753	276	551	826
	複数の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4,357	436	872	1,308
複数名訪問 加算(Ⅱ)	看護師等が看護補助者と同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,178	218	436	654
	看護師等が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,436	344	688	1,031
長時間訪問 看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,252	326	651	976
特別管理加算 (Ⅰ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5,420	542	1,084	1,626

特別管理加算 (Ⅱ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	2,710	271	542	813
初回加算 (Ⅰ)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合 かつ、退院日当日に訪問した場合 (1月につき)	3,794	380	759	1,139
初回加算 (Ⅱ)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合 (1月につき)	3,252	326	651	976
ターミナルケア 加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合 (当該月につき)	27,100	2,710	5,420	8,130
退院時共同 指導加算	退院又は退所に当たり、医療機関等の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を文書により提供し、退院又は退所後に初回の訪問看護を行った場合 (退院又は退所につき1回) ※特別な管理が必要な利用者は2回まで	6,504	651	1,301	1,952
看護介護職員 連携強化加算	訪問看護師が、訪問介護員等に対し、痰の吸引等の業務が円滑に行われるよう支援を行った場合 (1月に1回に限り)	2,710	271	542	813
看護体制強化 加算(Ⅰ)	医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合 (1月につき)	5,962	597	1,193	1,789
看護体制強化 加算(Ⅱ)	医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合 (1月につき)	2,168	217	434	651

サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	65	7	13	20
サービス提供 体制強化加算 (Ⅱ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	32	4	7	10

ウ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して行う場合

利用者介護度 請求の別		要介護1～4の利用者				
		基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
1か月	看護師	2,961	32,097円	3,210円	6,420円	9,630円
	准看護師	2,902	31,457円	3,146円	6,292円	9,438円
		要介護5の利用者				
1か月	看護師	3,761	40,769円	4,077円	8,154円	12,231円
	准看護師	3,702	40,129円	4,013円	8,026円	12,093円
サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を 満たす場合 (1月につき)		542円	55円	109円	163円

* 医療保険による訪問が必要となった場合、当該指示の日数に応じ1日につき1037円(1割 104円、2割 208円 3割 312円)を減算致します

(2) 介護保険による介護予防訪問看護の利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※ 地域区分別1単位当たりの単価 10,84円(4級地)

ア 基本利用料

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
20分未満	3,284	329	657	986
20分以上30分未満	4,888	489	978	1,467
30分以上1時間未満	8,606	861	1,722	2,582
1時間以上1時間30分未満	11,815	1,182	2,363	3,545

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

1回当たりの所要時間	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
20分以上	3,078	308	616	924
20分以上(1日に2回を超えた場合)	2,775	278	555	833

※ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置付けのものになります。

(注) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

※地域区分別1単位当たりの単価 10,84円(4級地)

加算の種類	要件	基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
夜間・早朝 加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時) にサービスを提供した場合	基本利用料の25%(1回につき)			
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供した場合	基本利用料の50%(1回につき)			
緊急時介護 予防訪問看護 加算 (Ⅱ)	利用者や家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行う体制にある場合(1月につき)	6,222	623	1,245	1,867
複数名訪問 加算(Ⅰ)	複数の看護師等が同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,753	276	551	826
	複数の看護師等が同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4,357	436	872	1,308
複数名訪問 加算(Ⅱ)	看護師等が看護補助者と同時に30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,178	218	436	654
	看護師等が看護補助者と同時に30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,436	344	688	1,031
長時間介護 予防訪問看護 加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,252	326	651	976

特別管理加算 (Ⅰ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,420	542	1,084	1,626
特別管理加算 (Ⅱ)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	2,710	271	542	813
初回加算 (Ⅰ)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合 かつ、退院日当日に訪問した場合 (1月につき)	3,794	380	759	1,139
初回加算 (Ⅱ)	新規の利用者又は過去2月において訪問看護の提供を受けておらず、新たに訪問看護計画書を作成した場合 (1月につき)	3,252	326	651	976
退院時共同 指導加算	退院又は退所に当たり、医療機関等の従業者と共同し、在宅での療養上の必要な指導を行い、その内容を文書により提供し、退院又は退所後に初回の訪問看護を行った場合 (退院又は退所につき1回) ※特別な管理が必要な利用者は2回まで	6,504	651	1,301	1,952
看護体制強化 加算	医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合 (1月につき)	1,084	109	217	326
サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	65	7	13	20
サービス提供 体制強化加算 (Ⅱ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき)	32	4	7	10

(3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、看護師等訪問するための交通費の実費をご負担いただきます。

なお、自動車を使用した場合は、次のとおり交通費を請求します。

算定方法	交通費
通常の事業の実施地域を越えた地点から5キロメートル未満	200円
通常の事業の実施地域を越えた地点から5キロメートル以上10キロメートル未満	400円
通常の事業の実施地域を越えた地点から10キロメートル以上	600円
駐車代(コインパーキング)・電車代・有料道路代	実費相当額

(4) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日の午後5時までにご連絡があった場合	無料
利用予定日の当日にご連絡があった場合	基本利用料の10%
利用予定日の当日にご連絡がない場合	基本利用料の100%

(5) その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定(希望)する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。

利用料の種類	要件等	料金
1時間30分を超過した延長利用料	長時間訪問看護加算を算定する日は除く	2,000円/30分ごと
死後の処置料	最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行った場合	15,000円

6 利用料、その他の費用の額〔医療保険〕

(1) 医療保険による訪問看護の利用料

利用した場合の利用者負担は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割・2割・3割のいずれかの額です。

ア 基本利用料①(訪問看護基本療養費)

訪問看護基本療養費の種類			基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
				1割	2割	3割
訪問看護基本療養費〔Ⅰ〕	週3日目まで		5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降		6,550	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費〔Ⅱ〕 (同一建物居住者)	同一日に 2人まで	週3日目 まで	5,550	555	1,110	1,665
		週4日目 以降	6,550	655	1,310	1,965
	同一日に 3人以上	週3日目 まで	2,780	278	556	834
		週4日目 以降	3,280	328	656	984
訪問看護基本療養費〔Ⅲ〕	入院中の外泊		8,500	850	1,700	2,550

イ 基本利用料②(訪問看護管理療養費)

訪問看護基本療養費の種類			基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
				1割	2割	3割
訪問看護管理療養費	月の初日	機能強化 型Ⅰ	13,230	1,323	2,646	3,969
		機能強化 型Ⅱ	10,030	1,003	2,006	3,009
		機能強化 型Ⅲ	8,700	870	1,740	2,610
		従来型	7,670	767	1,534	2,301
	Ⅰ		3,000	300	600	900

ウ その他の療養費及び加算

その他の療養費及び加算の種類		基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
訪問看護ターミナルケア療養費〔1〕		25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費〔2〕		10,000	1,000	2,000	3,000
訪問看護情報提供療養費〔1〕	市町村又は都道府県	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費〔2〕	義務教育諸学校	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費〔3〕	保険医療機関等	1,500	150	300	450
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時-22時) 早朝(6時-8時)	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	深夜(22時-翌朝6時)	4,200	420	840	1,260
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500	450	900	1,350
	1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650	265	530	795
	月15日目以降	2,000	200	400	600
長時間訪問看護加算		5,200	520	1,040	1,560
乳幼児加算		1,300	130	260	390
	重症又は準重症児等 厚生労働大臣の定める者	1,800	180	360	720
在宅患者連携指導加算		3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算		2,500	250	500	750
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)		50	5	10	15

複数名訪問看護加算	看護師等		4, 500	450	900	1, 350
	看護補助者		3, 000	300	600	900
	看護 補助者	1日1回	3, 000	300	600	900
		1日2回	6, 000	600	1, 200	1, 800
		1日3回以上	10, 000	1, 000	2, 000	3, 000
24時間対応体制加算〔Ⅱ〕			6, 520	652	1, 304	1, 956
特別管理加算〔Ⅰ〕			5, 000	500	1, 000	1, 500
特別管理加算〔Ⅱ〕			2, 500	250	500	750
退院時共同指導加算			8, 000	800	1, 600	2, 400
	特別管理指導加算		2, 000	200	400	600
退院支援指導加算			6, 000	600	1, 200	1, 800
	長時間にわたる療養上必要な指導の場合 又は複数回の退院支援指導が合計90分を 超えた場合		8, 400	840	1, 680	2, 520

(2) 医療保険による訪問看護の利用料(精神科)

利用した場合の利用者負担は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として基本利用料の1割・2割・3割のいずれかの額です。

ア 基本利用料①(精神科訪問看護基本療養費)

精神科訪問看護基本療養費の種類			基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
				1割	2割	3割
精神科訪問看護基本療養費〔Ⅰ〕	週3日目まで	30分以上	5,550	555	1,110	1,665
		30分未満	4,250	425	850	1,275
	週4日目以降	30分以上	6,550	655	1,310	1,965
		30分未満	5,100	510	1,020	1,530
精神科訪問看護基本療養費〔Ⅲ〕 (同一建物居住者)	同一日に2人まで	週3日目まで30分以上	5,550	555	1,110	1,665
		週3日目まで30分未満	4,250	425	850	1,275
		週4日目以降30分以上	6,550	655	1,310	1,965
		週4日目以降30分未満	5,100	510	1,020	1,530
	同一日に3人以上	週3日目まで30分以上	2,780	278	556	834
		週3日目まで30分未満	2,130	213	426	639
		週4日目以降30分以上	3,280	328	656	984
		週4日目以降30分未満	2,550	255	510	765
精神科訪問看護基本療養費〔Ⅳ〕	入院中の外泊		8,500	850	1,700	2,550

イ 基本利用料②(訪問看護管理療養費)

訪問看護基本療養費の種類		基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670	767	1,534	2,301
	Ⅱ	3,000	300	600	900

ウ その他の療養費及び加算

その他の療養費及び加算の種類		基本利用料 (円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
訪問看護ターミナルケア療養費〔1〕		25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費〔2〕		10,000	1,000	2,000	3,000
訪問看護情報提供療養費〔1〕	市町村又は都道府県	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費〔2〕	義務教育諸学校	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費〔3〕	保険医療機関等	1,500	150	300	450
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18時-22時) 早朝(6時-8時)	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	深夜(22時-翌朝6時)	4,200	420	840	1,260
精神科複数回訪問加算	1日2回	4,500	450	900	1,350
	1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
精神科緊急訪問看護加算		2,650	265	530	795
長時間精神科訪問看護加算		5,200	520	1,040	1,560
複数名精神科訪問看護加算	看護師等	4,500	450	900	1,350
	看護補助者等	3,000	300	600	900

24時間対応体制加算〔Ⅱ〕	6, 400	640	1, 280	1, 920
特別管理加算〔Ⅰ〕	5, 000	500	1, 000	1, 500
特別管理加算〔Ⅱ〕	2, 500	250	500	750
退院時共同指導加算	8, 000	800	1, 600	2, 400
特別管理指導加算	2, 000	200	400	600
退院支援指導加算	6, 000	600	1, 200	1, 800
在宅患者連携指導加算	3, 000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2, 000	200	400	600
精神科重症患者支援管理連携加算	8, 400	840	1, 680	2, 520
	5, 800	580	1, 160	1, 740
訪問看護医療DX情報活用加算（月1回）	50	5	10	15

(3) 交通費

看護師等が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

算定方法		交通費
交通費 (1回につき)	通常の事業の実施地域	無料
	通常の事業の実施地域を越えた地点から5キロメートル未満	200円
	通常の事業の実施地域を越えた地点から5キロメートル以上10キロメートル未満	400円
	通常の事業の実施地域を越えた地点から10キロメートル以上	800円
駐車代(コインパーキング)・電車代・有料道路代		実費相当額

(4) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急ご連絡ください。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日の午後5時までにご連絡があった場合	無料
利用予定日の当日にご連絡があった場合	基本利用料の10%
利用予定日の当日にご連絡がない場合	基本利用料の100%

(5) その他の利用料

その他の利用料は、利用者が選定(希望)する特別の訪問看護に対する差額費用としての利用や訪問看護以外のサービスに対する実費負担として、利用をされた場合にお支払いいただきます。

利用料の種類	要件等	料金
1時間30分を超過した延長利用料	長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算を算定する日は除く	2,000円/30分ごと
休日、営業時間以外の訪問看護利用料	重要事項説明書に記載された営業日以外、営業時間以外(夜間・早朝訪問看護加算又は深夜訪問看護加算を算定する日は除く)に訪問看護を行った場合	2,000円/回
死後の処置料	最期の訪問看護の延長として、死後の処置を行った場合	15,000円

7 利用者負担額、その他の費用の請求方法及び支払方法

(1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は、利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月15日頃までに利用者に送付します。

(2) 支払方法

請求月の27日までに、下記の方法にてお支払ください。

なお、お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管をしてください。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)

支払い方法	支払い要件等
口座自動引落し	請求月の27日(振替日が土日祝日の場合は翌営業日)に利用者が指定する口座から自動引落しをします。 ただし、口座からの自動引落しに関する手続日の関係から、翌々月に2ヶ月分まとめて自動引落しをさせていただく場合があります。

8 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報は用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族や介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は下記損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	保険名
三井住友海上火災保険株式会社	訪問看護事業者賠償責任保険

11 サービス提供に関する相談や苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。把握した内容をもとに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 苦情相談窓口

担当	管理者 見目 智美
電話番号	047-408-0106
受付時間	午前9時00分～午後5時00分まで

受付日	月曜日から金曜日まで (祝日、12月31日から1月3日までを除く)
-----	--------------------------------------

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

習志野市役所 健康福祉部 介護保険課	047-453-7345
千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理係	043-254-7428

12 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
直近の実施年月日	—
評価機関の名称	—
実施結果の開示状況	—

13 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 看護師等はサービス提供の際、次の業務は行うことができません。
 - ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
 - ② 利用者以外の家族のためのサービス提供
- (2) 看護師等に対する金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する水道、電気、ガス等の費用は、利用者のご負担となります。
- (5) 介護保険法の規定により、訪問看護の給付を受けることができる時は、医療保険では行わないこととなっています。ただし、要介護者等であっても、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。
 - ① 末期の悪性腫瘍の場合
 - ② 厚生労働大臣が定める疾病等の場合〔厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平27. 3. 厚労告95)(平30. 3. 厚労告78改正)〕
 - ③ 急性増悪により一時的に頻回に訪問看護が必要である旨の特別訪問看護指示書を交付された場合(指示の日から14日間を限度とする)
 - ④ 精神科訪問看護指示書が交付された場合(認知症が主傷病である場合は除く)
- (6) 当事業所では、ハラスメント対策の強化を実施しております。
 ハラスメントとは、職員から利用者・家族様へ、利用者・家族様から職員への両方を指します。
 職員からのハラスメントについては苦情窓口へ相談ください。ご利用者・家族様からのハラスメントに

については、契約を解除させて頂く場合があります。

14 感染対策

- (1) 事業所における感染対策の予防及び蔓延防止のため、その対策を検討する委員会を月に1回開催し、その結果について職員に周知の徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備します。
- (3) 感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的に行います

15 虐待防止

- (1) 当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じるものとします。
 - ① 虐待防止の対策を講じるための委員会を開催し、その結果について職員に周知の徹底を図ります。
 - ② 虐待防止の為の指針を整備します。
 - ③ 虐待防止の為の研修を実施します。
- (2) 当事業所はサービス提供中に当該事業所の従業者又は家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に報告致します。

16 事業継続計画の策定

- (1) 事業者は感染症や非常災害の発生において、利用者に対して提供する訪問看護の提供を継続及び非常時の体制で早期に事業再開を図るための計画(事業継続計画)を作成し、当該事業計画に則り必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、費用内研修及び訓練を実施致します
- (3) 事業所は、定期的に業務改善計画を見直し、必要に応じて計画の変更を行うものとします。

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供開始に当たり、利用者に対して重要事項を説明しました。

事業者	所在地	埼玉県上尾市柏座1丁目10番10号
	法人名	医療法人社団愛友会
	代表者名	理事長 中村 康彦
	事業所名	新習志野訪問看護ステーション 印
	説明者氏名	印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意し、交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印
	続柄	